

京都市告示第172号

平成11年7月26日付けで認可した御所ノ内町南部町内会，平成22年12月21日付けで認可した藤ノ木町北部町内会について，地方自治法第260条の2第11項の規定により，告示された事項に変更があったとして届出があったので，同条第10項の規定により，次のとおり告示します。

令和元年6月7日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 御所ノ内町南部町内会

(1) 代表者の氏名

変更前	変更後
小山 範夫	深萱 哲男

(2) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市東山区福稲御所ノ内町22番地の9	京都市東山区福稲御所ノ内町22番地の26

2 藤ノ木町北部町内会

(1) 主たる事務所の所在地

変更前	変更後
京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地の15	京都市中京区西ノ京藤ノ木町2番地

(2) 代表者の氏名

変更前	変更後
江藤 一博	竹澤 勉

(3) 代表者の住所

変更前	変更後
京都市中京区西ノ京藤ノ木町1番地の15	京都市中京区西ノ京藤ノ木町2番地

(文化市民局地域自治推進室)